

「ちば型食生活食事実践ガイドブック」等の複製使用に関する要領

平成 21 年 8 月 7 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、千葉県以外のものが「ちば型食生活食事実践ガイドブック」、「ちば型食生活食事実践ガイドブック資料編」、「ちば型食生活食事実践ガイドブック概要版」(以下、この 3 点を「ガイドブック」という。)を複製して使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ガイドブックの複製使用)

第 2 条 「ちば型食生活」は、元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画(以下、「千葉県食育推進計画」という。)において提案する、誰でもできる食生活改善の手法である。ガイドブックは、これを県民に普及することを目的として作成したものであり、その著作権は千葉県に属し、使用者は、これを作成の目的に沿って使用するものとする。

2 ガイドブックは、以下の各号に掲げる条件に適合する場合に限り複製して使用できるものとする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと又は有償配布をするものでないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 「千葉県食育推進計画」の趣旨に反するものでないこと。
- (5) その他、ガイドブック作成の目的を損なう恐れがないと認められること。

(複製使用の申込等)

第 3 条 ガイドブックを複製使用する者は、あらかじめ「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用申込書」(第 1 号様式)に必要書類を添付し、複製の 30 日前までに千葉県に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用申出書」(第 2 号様式)を事前に提出することによりガイドブックを複製使用することができる。

- (1) 国、地方公共団体が複製使用するとき
- (2) 医療保険者が複製使用するとき
- (3) その他、千葉県が適当と認めたとき

3 ガイドブックの印刷用データの使用料は無料とする。

(複製使用の承諾)

第 4 条 千葉県は、第 3 条第 1 項の申込みの内容が適当と認めるときは、ガイドブックの複製使用を承諾し、「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用承諾書」(第 3 号様式)により、申込者に通知するものとする。

(複製使用の条件)

第5条 ガイドブックの複製使用に際しては、印刷用データを使用することとし、次の各号に掲げる変更及び表現は認めない。

- (1) 文字やその他図像の書き加えや消去・省略
- (2) 色の変更(ただし、単色で使用する場合を除く)
- (3) 汚れ、カスレ等著しく明瞭性に乏しい表現

(変更申込等)

第6条 第4条の規定により承諾を受けた者が、承諾に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用内容変更申込書」(第4号様式)を提出し、新たに千葉県の承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により、ガイドブックを複製使用の申出をした者は、「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用内容変更申出書」(第5号様式)を提出することにより、申出内容を変更することができる。

3 第4条の規程は、第1項の承諾について準用する。

(複製使用の承諾の取消し)

第7条 千葉県は、第4条の規定により承諾を受けた者が、その申込の際に同意した事項(第1号様式別紙)に違反し、是正される見込みがないと認めるときは、ガイドブックの複製使用の承諾を取り消すことができる。この場合には、速やかに「ちば型食生活食事実践ガイドブック等複製使用の承諾取消書」(第6号様式)により通知するものとする。この場合、取消しにより損害が生じても 千葉県はその責めを負わない。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほかガイドブックの複製使用に必要な事項は、千葉県が定める。

(附則)

この要領は、平成21年8月7日から施行する。